

## 再エネ設備導入支援事業費補助金 Q & A (第6版/令和5年8月3日)

- ・第5版から内容に変更があったQ & Aは見出し冒頭に「★」を付すとともに変更箇所にアンダーラインを付しています。

### ◆ 申請手続

#### ★Q 申請方法と申請期間について教えてください。

A 申請期間については、令和5年3月27日(月)10時から令和5年11月30日(木)19時必着となります。

申請方法は上記の期間中に必要書類を持参又は郵送により受け付けます。また、詳細につきましては、「再エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱ひ募集要領」をご確認ください。

#### Q 書類はどこに提出するのですか。

A 「やまなし再エネ補助金事務局」に持参又は郵送により提出してください。  
住 所：〒400-0058 甲府市宮原町608-1  
電話番号：055-267-8911

#### Q 既に設備設置に関する契約をしてしまったものについても補助金の対象となりますか。

A 令和4年9月1日以降に設置に関する契約を締結したものは補助金の対象となります。

#### Q なぜ、令和4年9月1日以降に契約した人が対象なのでしょう。

A 本補助金は、令和4年度から実施する共同購入事業との併用を可能としています。

共同購入事業は、令和5年度も実施する予定ですが、令和5年度分だけを補助金の対象としてしまうと、令和4年度に共同購入事業によって設備を設置した方との間に不平等が生じます。この不平等を解消するため、補助金の対象期間は、令和4年度共同購入事業の登録締切日の翌日である、令和4年9月1日以降に契約したものとしましたところ。

なお、共同購入事業を利用せずに令和4年9月1日以降に契約したのも、本補助金の対象となります。

(参考) 共同購入事業について

「共同購入事業」とは、県と協定を締結した支援事業者が太陽光発電設備等の購入を希望する県民の皆様を募集し、入札による一括発注を行うことで、スケールメリットを働かせ、太陽光発電設備等導入時の初期費用の低減を図る取組です。

**Q これから契約するものについて、交付決定前に契約をした場合は、補助金の対象外となりますか。**

A 補助金の交付申請の受付開始日の前日（令和5年3月26日）までに契約を締結する場合は、補助金の対象となります。

補助金の交付申請受付開始日（令和5年3月27日）以降に契約するものについては、補助金の交付決定前に契約を締結した場合は、補助金の対象外となります。

**Q 二世帯住宅（同一の建物）のそれぞれの世帯で機器を設置する予定です。それぞれの世帯で補助金を申請できますか。**

A それぞれの世帯で電気の受給契約が分かれている場合は補助金を申請できます。この場合は、それぞれの世帯において別個に申請を行ってください（まとめて申請することはできません。）。

#### ◆ 補助対象者

**Q 住宅の持ち主ではありませんが、補助金を申請できますか？**

A 自己所有でない住宅（賃貸など）でも、申請者自ら居住する県内の住宅に補助対象設備を設置する場合は、補助金の申請ができます（住民票があることが必要です。）。

なお、トラブルを避けるため、住宅の所有者の承諾を得て補助事業を実施するようにしてください（補助金交付申請時に住宅所有者の同意書の提出が必要です）。

**Q 申請者自身が居住する住宅であることはどのように確認するのですか。**

A 補助金の交付申請書に住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）を添付いただきますので、これにより住所と設備の設置場所が同一であることを確認します。

**Q 普段居住していない住宅（別荘等）に対象設備を設置する場合は補助金の対象となりますか。**

A 申請者が居住する（住民票がある）県内の住宅でなければ補助金の対象とな

らないため、別荘等は対象外です。

**Q 単身赴任のため県外に居住しており、住所も単身赴任先に移しています。県内に居住する家族が補助金を申請することができますか。**

A 補助対象設備を設置する住宅に居住する家族の方が補助金を申請することが可能です。

ただし、補助対象設備を購入・設置する契約は、補助金を申請する方（この場合はご家族の方）が締結する必要があるほか、申請書類（住民票、納税証明書等）についても申請者の分を取得する必要があります。

**Q 県外から移住してきました。まだ県税を支払っていませんが、補助金を申請できますか。**

A 住所が県内にあれば「未納がない証明」を受けることができます。なお、「未納がない証明」については、お近くの県税事務所までお問い合わせください。

【県税事務所ホームページ】

<https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/>

**Q なぜ既存住宅が対象なのですか。**

A 新築住宅については、設備の設置検討がしやすく、各種補助金の活用等により太陽光の普及が進んでいる一方、住宅の大半を占める既存住宅への普及が遅れているのが現状です。県では、既存住宅への普及拡大に向けて、本補助制度を実施しています。

**Q 新築して居住を始めたばかりの住宅でも補助金の対象になりますか。**

A 申請者が既に居住している県内の住宅（住宅建築後1年以上経過した住宅）であれば対象となります。

また、設備設置の契約締結日は、住宅の建築完了日から1年以上経過した年月日である必要があります。設備設置の契約締結日が、住宅の建築完了日から1年以上経過していない年月日の場合は、補助対象となりません。

**Q 既存住宅が対象とありますが、住宅を建て直して、設置する場合は対象となりますか。**

A 住宅を建て替える場合は新築となるため対象外です。増築、減築、改修に伴う設備導入であれば、対象となり得ます。

**Q 店舗併用住宅の建物は補助金の対象となりますか？**

A 申請者自身が居住する住宅であれば対象となります。

**Q 住宅ではない事業所（事務所）へ蓄電池を設置しようと思っておりますが、補助金の対象となりますか。**

A 申請者が居住していない（住民票が無い）場合は対象となりません。

**Q 住宅に併設する物置や車庫（ガレージ、カーポートなど）の屋根上や、庭先に野立てで設置する太陽光パネルは補助金の対象となりますか。**

A 住宅の屋根上への設置が原則ですが、屋根形状や耐荷重の問題など、やむを得ない事情により住宅の屋根上への設置ができない場合は、申請書にその理由を記載し知事の承認を得た上で住宅の敷地内にある物置や車庫（ガレージ、カーポートなど）の屋根上へ設置することができます。（建築完了日から1年以上経過している建築物に限る）

ただし、住宅の敷地の内外にかかわらず、野立て（屋根上以外への設置）は、補助金の対象外です。

**Q なぜ、野立て（屋根上以外への設置）は、補助金の対象外なのですか。**

A 県では、住宅の屋根上への太陽光パネルの設置が1割程度である現状を踏まえ、住宅の屋根上への太陽光パネルの設置を推進することとしています。

一方、県内では太陽光発電施設の導入が急速に進んだことに伴い、森林伐採や斜面への設置などによる、災害、環境及び景観等に関する様々な問題が顕在化してきたことから、山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例を制定し、野立ての設備については、厳格に対応することとしています。

これらの県の方針を踏まえ、本補助金では、野立ての設備については対象外としています。

#### ◆ 対象機器

（全般）

**Q なぜ太陽光発電設備は10kW未満のものが対象なのですか？**

A 一般家庭向けの発電容量として、国の固定価格買取制度等を参考に設定しています。

**Q リース方式やPPA方式による設備の設置は補助金の対象となりますか。**

A 補助金の目的は、太陽光発電設備や蓄電池の設置に伴う負担を軽減するものですので、自ら所有する設備等が対象となります。

（太陽光発電システム）

**Q 自宅には既に太陽光発電設備を設置していますが、設備の入れ替え（更新）や増設でも補助金の対象となりますか。**

A 対象となります。

**Q 知人から有償で譲り受けたものや、中古のものは補助金の対象となりますか。**

A 対象となりません。

(蓄電池)

**Q なぜ蓄電池は4kWh以上のものが対象なのですか？**

A 災害等による停電時に非常用電源として一定量・一定時間の電力の供給ができることや、固定価格買取制度（FIT）の認定期間終了後において自立的に自家消費できる最低容量として設定しています。

**Q 自宅には既に太陽光発電設備を設置していますが、蓄電池のみの設置は補助金の対象となりますか。**

A 申請者の居住する住宅に既に設置されている、又は新たに設置する太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池が対象となります。

(蓄電池を太陽光発電設備と組み合わせず、単独で利用する場合は対象となりません。)

**Q 蓄電池の代わりに電気自動車（EV）を導入したいのですが、EV又はV2H※関連機器は補助金の対象となりますか。**

A 対象となりません。

※V2H…EVやPHV（外部電源からの充電が可能なハイブリッド自動車）のバッテリーから電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる仕組み

**Q 蓄電池を既に設置していますが、容量を増やす場合も補助金の対象となりますか。**

A 対象となります。

**Q 蓄電池の設置場所により補助金の対象にならない場合がありますか。**

A 申請者が居住する住宅の敷地内であれば、室内・室外など設置場所は問いません。

**Q どんな蓄電池でも補助金の対象となりますか。**

A 環境省の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の補助対象機器を対象としています。詳しくは次のホームページでご確認ください。

【一般社団法人 環境共創イニシアチブ | ZEH 支援事業】

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search/device>

◆ 補助対象期間

**Q 令和6年2月16日までに事業が完了する予定で補助金を申請し、交付決定を受けましたが、工事の遅れや半導体不足の影響で、補助対象製品の取付が令和6年2月17日以降になってしまうことになりました。この場合は補助金を受けることはできないのですか。**

A 令和6年2月16日までに設置が完了しない場合、本補助金の交付を受けることはできません。なお、工事の遅れや半導体不足の影響などの申請者の責任によらない場合も含め、期間内に設置が完了しない場合には、本補助金の交付を受けられないことを了承のうえ申請するようにしてください。

◆ 申請書類（全般）

**Q 書類は何部提出する必要がありますか。**

A 2部（原本2部または原本1部と写し1部）を提出してください。

なお、提出書類は返却しませんので、要綱第18条に基づく補助対象事業の経理に係る証拠書類の整理・保存のため、提出書類が必要な場合は、申請者自身が作成し、保存してください。

**Q 申請書類への押印は必要ですか。**

A 誓約書（様式第1号の2）には、押印が必要です。誓約書以外の書類については、押印不要です。

◆ 添付書類（補助金交付申請時）

**Q 「県税の納税証明書」とはどのような書類ですか。**

A 県税の未納がないことを証明するために必要な書類です。交付手続きについては下記のページを確認してください。

【納税証明書の交付手続きについて】

[https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/nouzei\\_shoumei.html](https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/nouzei_shoumei.html)

**Q 「補助対象設備の導入場所の写真」とは、どのような写真ですか。**

A 原則、補助対象設備の導入場所を確認できる写真（工事前）の提出をお願いします。補助対象設備の導入場所を確認できる写真（工事前）の具体的な内容は、申請する事業に応じて、次のとおりです。

なお、令和4年9月1日から補助金の交付申請の受付開始日の前日（令和5年3月26日）まで契約を行う事業であって、既に工事が完了している場合に、補助対象設備の導入場所を確認できる写真（工事前）の用意が困難なときは、補助対象設備の導入場所を確認できる写真（工事後※後述の実績報告時に添付する写真）と同一の写真を提出してください。

**【太陽光発電設備を設置する事業】**

①屋根上に太陽光発電設備が載っていないことを確認できる写真

※住宅（住宅以外の建築物に設置する場合は当該建築物）全体が見えるように撮影してください。

**【既に設置された太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池を設置する事業】**

①蓄電池設置予定場所の写真

※室内・室外は問いません。

②屋根上に太陽光発電設備が載っていることを確認できる写真

※住宅（住宅以外の建築物に設置する場合は当該建築物）全体が見えるように撮影してください。なお、設置済みの太陽光パネルが住宅や建築物に設置されていない場合（野立て）は、別途ご相談ください。

**【太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池を設置する事業】**

①屋根上に太陽光発電設備が載っていないことを確認できる写真

※住宅（住宅以外の建築物に設置する場合は当該建築物）全体が見えるように撮影してください。

②蓄電池設置予定場所の写真

※室内・室外は問いません。

**Q 「補助対象設備の仕様書」とは、どのような書類ですか。**

A 「補助金交付申請書」の「事業計画書」（様式第1号別紙）の「2 補助対象設備の概要」に記載する補助対象設備（太陽光発電設備、パワーコンディショナ、蓄電池）のメーカー名、型番その他の仕様が確認できるもの（製品カタログ等でも可）を提出してください。

**Q 「補助対象事業の見積書」とは、どのような書類ですか。**

A 「補助金交付申請書」（様式第1号）の「導入に要する経費」に記載する金額（総事業費）が確認できるものを提出してください。

**Q 「設備導入の同意書」とは、どのような書類ですか。**

A 補助対象設備の設置場所の土地・建物の所有者が申請者と異なる場合に限り必要となります。

必要な同意を得たうえで、指定様式に必要事項を記入し、提出してください。

なお、土地所有者と建築物所有者の双方が異なる場合、土地所有者と建築物所有者の双方分について、同意書の提出が必要となります。

**Q 「その他知事が必要と認める書類」とは、どのような書類ですか。**

A 県又は補助金事務局から提出の依頼があった場合のみ、必要となる書類です。

◆ 添付書類（補助金実績報告時）

Q 「補助対象設備の導入場所の写真」とは、どのような写真ですか。

A 補助対象設備の導入場所を確認できる写真（工事後）の提出をお願いします。補助対象設備の導入場所を確認できる写真（工事後）の具体的な内容は、申請する事業に応じて、次のとおりです。

なお、令和4年9月1日から補助金の交付申請の受付開始日の前日（令和5年3月26日）まで契約を行う事業であって、交付申請時に補助対象設備の導入場所を確認できる写真（工事後）を提出済みの場合は、同一の写真を提出してください。

【太陽光発電設備を設置する事業】

①屋根上に太陽光発電設備が載っていることを確認できる写真

※設置されたモジュール（太陽光パネルの枚数）が確認できるように撮影してください。また、申請時に提出した写真と同一の角度で撮影してください。

②パワーコンディショナが設置されたことが確認できる写真

※室内・室外は問いません。

【既に設置された太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池を設置する事業】

①蓄電池が設置されたことが確認できる写真

※室内・室外は問いません。また、申請時に提出した写真と同一の角度で撮影してください。

②蓄電池の品番を確認できる写真

※品番が読み取れるように撮影してください。

【太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池を設置する事業】

①屋根上に太陽光発電設備が載っていることを確認できる写真

※設置されたモジュール（太陽光パネルの枚数）が確認できるように撮影してください。また、申請時に提出した写真と同一の角度で撮影してください。

②パワーコンディショナが設置されたことが確認できる写真

※室内・室外は問いません。

③蓄電池が設置されたことが確認できる写真

※室内・室外は問いません。また、申請時に提出した写真と同一の角度で撮影してください。

④蓄電池の品番を確認できる写真

※品番が読み取れるように撮影してください。

★Q ローンやクレジットでの分割払いの場合に提出する「補助対象事業の支払を明らかにする書類」とは、どのような書類ですか。

A ローン、クレジットの契約書が必要です。



**Q 「その他知事が必要と認める書類」とは、どのような書類ですか。**

A 県又は補助金事務局から提出の依頼があった場合のみ、必要となる書類です。

◆ 他の補助金等との併用

**Q 市町村の補助金との併用できますか。**

A この補助制度では市町村の補助金との併用を制限していません。ただし、市町村の補助制度によっては県の補助金との併用を制限している場合がありますので、詳細は市町村にご確認ください。

**Q 補助金を受けるためには、F I T認定を受ける必要がありますか？**

A F I T認定の有無は要件としていません。

**Q 共同購入事業との併用はできますか。**

A 併用できます。ただし、令和6年2月16日までに設置が完了しない場合は、本補助金の交付を受けることはできません。工事の遅れや半導体不足の影響などの申請者の責任によらない場合も含め、令和6年2月16日までに設置が完了しない場合には、本補助金を受けられないことを了承のうえ、補助金の申請をするようにしてください。

**Q 令和4年度の共同購入事業を利用して対象機器を設置しました。補助金を受けることはできますか。**

A 令和4年9月1日以降に契約を行い、令和6年2月16日までに設置が完了する場合は、本補助金の交付を受けることができます。

**Q 令和5年度の共同購入事業はいつから開始ですか。また、補助金を受けることはできますか。**

★A 令和5年度の共同購入事業を令和5年4月13日から開始します。

(購入希望者参加登録期間：令和5年4月13日～令和5年9月7日)

また、令和6年2月16日までに設置が完了する場合は、本補助金の交付を受けることができます。

工事の遅れや半導体不足の影響などの申請者の責任によらない場合も含め、令和6年2月16日までに設置が完了しない場合には、本補助金を受けられないことを了承のうえ、補助金の申請をするようにしてください。

◆ その他

**Q 補助金を受けて太陽光発電設備や蓄電池を設置した後、当該設備を譲渡や処分する必要がある場合はどうすればよいのですか。（家族等への譲渡、転居による処分・売却等）**

A 財産処分の手続きが必要となる場合がありますので、再エネ設備導入支援事業費補助金事務局にご相談のうえ、「財産処分承認申請書（様式第8号）」を提出してください。

**Q 補助金を受けて設置した設備が壊れてしまった場合はどうすればよいのですか。**

A 補助金を受けて設置した設備は、適切に管理し、効率的な運用に努めてください。なお、修理不能な故障等のために設備を廃棄する場合などには財産処分の手続きが必要となる場合がありますので、再エネ設備導入支援事業費補助金事務局にご相談ください。